

社労連第379号
平成22年9月29日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田 修
(公印省略)

雇用保険被保険者数通知ハガキの発出等について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、厚生労働省職業安定局雇用保険課長より当職あて別添のとおり「雇用保険被保険者数通知ハガキの発出等について」として周知依頼がなされたところです。

当該文書では、雇用保険の適用漏れを防止する観点から、平成22年10月1日から順次、適用事業所あてに被保険者数を通知するハガキを発出するにあたり、社会保険労務士への周知のご協力をお願いしたいとの内容となっております。

つきましては、当該通知等について、会員への周知に関するご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：業務部企画課)



別 添

職保発 0929 第 2 号

平成 22 年 9 月 29 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局

雇 用 保 険 課 長

雇用保険被保険者数通知ハガキの発出等について

日頃より、雇用保険制度の運営に当たりまして、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、雇用保険の適用漏れを防止する観点から、雇用保険のすべての適用事業所に対して、別添のとおり、当該事業所における被保険者数(平成 22 年 7 月 31 日現在)を通知するハガキを発出することといたしました(平成 22 年 10 月 1 日から順次、各適用事業所に送付予定。)

つきましては、このことにつき、貴連合会の御理解を賜りますとともに、社会保険労務士への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、このハガキの中で、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 15 号。以下「改正法」という。)のうち、「雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善措置」について、平成 22 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)に施行されることに伴い、同措置についても周知を行うこととしておりますので、御了知いただきますとともに、本措置の円滑な施行につきましても、御理解、御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

郵便はがき

銀座支店
料金別納
郵便

東京都千代田区霞が関〇〇-〇〇-〇 (事業所所在地) ←印刷

〇〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名) ←印刷

事業主の皆様へ

厚生労働省からの
雇用保険のお手続き
に関するお知らせです

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課 適用係
03-5253-1111(代) 内線5760

- 雇用保険の加入手続きをしていただいている**従業員数**（平成22年7月31日現在）をお知らせします。

平成22年7月31日現在の雇用保険データ

事業所名： ○○○○○○○○○○○○	←印刷
適用事業所番号： ○○○○-○○○○○○-○	←印刷
被保険者数： ○○	←印刷

注：雇用保険データには、一部外字データを使用しているため、本状の事業所名が正確に印字されない場合がございます（事業所名の文字の一部が??となる等）が、データ自体は適切に管理されておりますので御了承ください。

- 労働者を雇用した場合には、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者の雇用保険の加入手続きを行っていただく必要があります（※）。
 （※） 労働基準監督署に行ってください労働保険の保険料の申告・納付とは別の手続です。
- 上記の従業員数が**実際の従業員数と違っている場合には**、加入手続漏れの可能性がありますので、管轄の**公共職業安定所（ハローワーク）**へ御連絡・御相談下さい。
- 廃業した場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該適用事業所の廃止の手続きを行っていただく必要があります（※）。
 （※） 税務署に行ってください廃業届とは別の手続です。
- **廃業したにもかかわらず本状が送付された場合や、本状が複数送付された場合、または所在地と異なるところに送付された場合には**、適用事業所の廃止・変更の手続漏れの可能性がありますので、管轄の**公共職業安定所（ハローワーク）**へ必ず御連絡下さい。

事業主印	代理人印	*
		* 本状の事業主印欄に公共職業安定所への登録印を押印して公共職業安定所（ハローワーク）にお持ちいただければ、いつでも、事業所の雇用保険データを確認していただくことができます（本状の有効期限は平成23年3月31日です）。 * 代理人（社会保険労務士等）が確認を行う場合には、代理人印欄に代理人印を押印してください（事業主印、代理人印が押印された本状を代理人が持参することをもって、事業所データの確認に係る委任関係があるものとみなします。）。

印刷→X（事業所区分） XXXXXXXXXXXXX-XXX（労働保険番号）

日頃より雇用保険の適正な届出をいただき感謝申し上げます

- 本状は、全ての事業主の方に送付しています。適正な届出を行っていただいているか、念のため、御確認ください。
- 次のいずれにも該当する労働者は、事業所規模に関わりなく、原則として、全て雇用保険の被保険者となります。
 - ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ② 31日以上雇用する見込みがあること
- 事業主の方は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月10日までに、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされています。
- 雇用保険被保険者資格取得届を受理した公共職業安定所（ハローワーク）は、労働者が被保険者となったことの確認を行い、その方の雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）及び資格取得等確認通知書（事業主用）を交付することとなっています。
- 事業主の方は、労働者の方に、公共職業安定所（ハローワーク）から交付された雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）を確実に手渡していただくようお願いします。
- また、事業主の方は、雇用している労働者の資格取得等確認通知書（事業主用）を持っているかどうかを確認することにより、適正な届出が行われているかを確認することができます。
- なお、万が一、雇用保険被保険者資格取得届を提出していなかった場合でも、原則として、2年前まで遡って加入手続を行うことが可能ですので、速やかに、公共職業安定所（ハローワーク）に御相談ください。更に、平成22年10月1日からは、一定の場合には、2年を超えて遡ることも可能になります（詳しくは、表面左下をめくってご確認下さい）。

御不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください（裏面参照）。

※ 社会保険労務士、労働保険事務組合に委託されている場合には、本状の内容の確認に当たっては、委託先である社会保険労務士、労働保険事務組合にも御相談ください。

～ 雇用保険の加入手続漏れの是正期間が変わります ～

- ◎ **平成22年10月1日から**、雇用保険の加入手続が漏れていた場合であっても、雇用保険料が給与から天引きされていたことが書面により確認できる場合には、**2年を超えた期間**についても、**雇用保険に遡って加入していただくことができるようになります。**
- ◎ 2年を超えた期間について、雇用保険の加入手続が漏れていた場合には、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる、次のいずれかの書面を添えて、加入手続を行っていただくことが必要です。
 - ① 給与明細
 - ② 賃金台帳
 - ③ 源泉徴収票
- ◎ なお、遡って雇用保険の加入手続を行っていただく期間において、労働保険の手続きが適正に行われていなかった場合でも、その期間の雇用保険料を納付することができるようになりました。加入手続とあわせて納付をお願いします。

◇次の点に御留意ください◇

- 次に掲げる方が対象となります。
 - ☆ 在職中の方
 - ☆ 平成22年10月1日以降に離職した方
- 平成22年10月1日よりも前に離職した方については対象となりません（離職後1年以内に雇用保険を受給せず被保険者資格を取得した方については、その時点から、新たに対象となります。）。
- 過去に雇用保険を受給している方については、それ以前の期間については対象となりません。
- 2年以内の期間については、これまでどおりの取扱い（雇用契約書、労働者名簿及び賃金台帳等雇用されていたことが確認できる書面により確認できる範囲内において遡ることとなります。）に変更はありません。

～雇用保険手続はオンライン申請が便利です～

オンライン申請とは

オンライン申請とは、通常、各行政機関の窓口までお越し頂き、紙の申請書等により行っていたいただいている各種の申請・届出をお手元のパソコンからインターネット経由で電子的に行うものです。

※ オンライン申請の流れについてはこちらをご覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/notice/index.html>

オンライン申請を行うことができる雇用保険関係手続

- ・ 雇用保険被保険者資格取得届
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴わないもの）
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の申請 など

※ これらの手続には、**電子署名用証明書が必要**であり、その取得に際しては若干の費用がかかります。電子署名用証明書の入手などについては、こちらをご覧ください。

http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/setup/manu_certificate.html

電子署名用証明書を発行している認証局の連絡先などは、こちらをご覧ください。

<http://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

オンライン申請のメリット

- ・ 行政機関の開庁時間を気にすることなく、お手元のパソコンなどから24時間、365日いつでも手続を行うことができます。
- ・ 申請書を取り寄せる必要がありません。
- ・ チェック機能があるため、事前に記入誤り等を防止できます。 など

オンライン申請で講じているセキュリティ対策

- ・ データを暗号化することにより、通信内容の安全を確保しています。
- ・ 電子署名用証明書により、改ざんやなりすましを防止しています。

詳しくは、e-Gov 電子申請システムのページをご覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

お問い合わせ先

○ 公共職業安定所（ハローワーク）

管轄公共職業安定所	電話番号
ハローワーク XXXXXXXXXX ←印刷	000-000-0000 ←印刷

※ 適用事業所の被保険者データに関するお問い合わせは、事業所を管轄する上記の公共職業安定所（ハローワーク）にお願いします。

なお、個人情報に係る御照会につきましては、お電話ではお答えできませんので御了承ください。

○ 都道府県労働局

労働局（職業安定部）	電話番号	労働局（職業安定部）	電話番号
北海道労働局	011-738-1016	滋賀労働局	077-526-8609
青森労働局	017-721-2000	京都労働局	075-241-3268
岩手労働局	019-604-3004	大阪労働局	06-4790-6320
宮城労働局	022-299-8061	兵庫労働局	078-367-0803
秋田労働局	018-883-0007	奈良労働局	0742-32-0208
山形労働局	023-626-6109	和歌山労働局	073-488-1160
福島労働局	024-528-0254	鳥取労働局	0857-29-1707
茨城労働局	029-224-6218	島根労働局	0852-20-7015
栃木労働局	028-610-3555	岡山労働局	086-801-5104
群馬労働局	027-210-5007	広島労働局	082-502-7831
埼玉労働局	048-600-6208	山口労働局	083-995-0382
千葉労働局	043-202-5122	徳島労働局	088-611-5383
東京労働局	03-3512-1670	香川労働局	087-811-8922
神奈川労働局	045-650-2811	愛媛労働局	089-943-5221
新潟労働局	025-234-5926	高知労働局	088-885-6051
富山労働局	076-432-2782	福岡労働局	092-434-9803
石川労働局	076-265-4427	佐賀労働局	0952-32-7216
福井労働局	0776-26-8609	長崎労働局	095-801-0040
山梨労働局	055-225-2857	熊本労働局	096-211-1703
長野労働局	026-226-0865	大分労働局	097-535-2090
岐阜労働局	058-263-5519	宮崎労働局	0985-38-8823
静岡労働局	054-271-9965	鹿児島労働局	099-219-8711
愛知労働局	052-219-5506	沖縄労働局	098-868-1655
三重労働局	059-226-2305		



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）